

4月25日（火）参・法務委
東徹 議員（維新）

対法務当局（民事局）

8問 公証制度の概要について、法務当局に問う。

（答）

〔意義〕

1 公証制度とは、公証作用（個人の法律生活に関する事項を公に証明する国家作用）を行うことを職務とする公証人という機関を設けて、証書の作成等の方法により一定の事項を証明させる制度をいい、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、法律関係の明確化・安定化を図ることを目的とするものである（注1）。

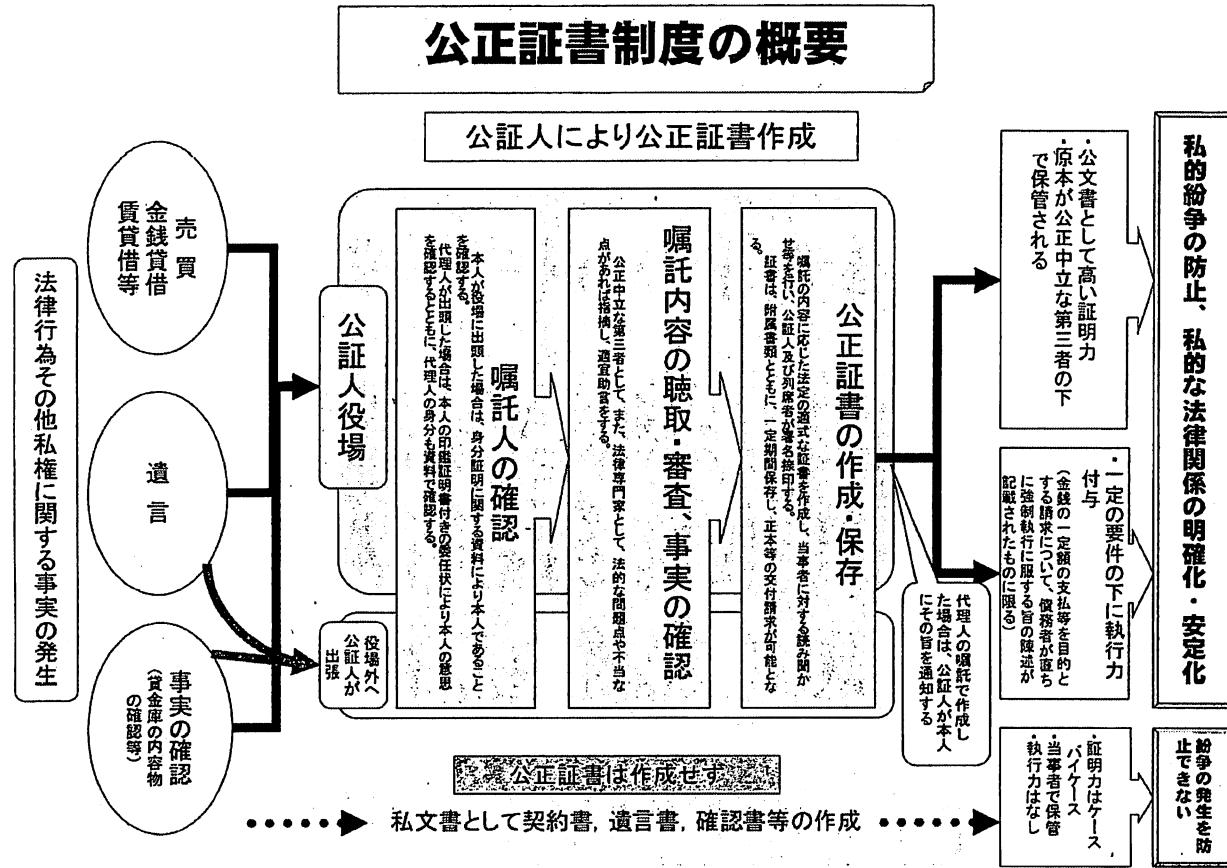
〔沿革〕

2 公証制度は、ヨーロッパ諸国で発達したものであるが、我が国においても、明治19年に、フランス法などの影響の下、導入され、以後、数次の改正（注2）を経て、現在に至っている。

〔職務内容〕

3 公証人の主な職務は、嘱託人の嘱託により、①公正証書（注3）を作成すること、②私署証書や定款の認証をすること、③確定日付を付与すること等がある（注4）。

(注1) 公証人制度の概要



(注2) 明治41年にプロイセン法の影響のもとに、公証人法が制定された後、昭和13年の商法改正により会社設立時の定款の認証の制度が、平成8年の民訴法改正により私署証書の宣誓認証の制度が、平成12年の公証人法の改正により電子公証制度が、平成14年の商法改正により電磁的記録で作成された定款の認証の制度が、それぞれ設けられた。

(注3) 公正証書とは、広義では、「公務員がその報酬に基づき作成した一切の文書」（刑法等における用例）をいうが、狭義では、「公証人が公証人法その他の法令に従って権利義務に関する事実につき作成した証書」（公証人法、民法、民事執行法等における用例）を意

味する（例：遺言公正証書）。

（注4）公証事件数の内訳（平成27年）

公正証書	約22万件
定款認証	約10万件
認証	約17万件
確定日付	約54万件
謄抄本交付	約44万件
その他	約30万件
合計	約177万件

【参照条文】

○公証人法（明治41年4月14日法律第53号）

第1条 公証人ハ当事者其ノ他ノ関係人ノ嘱託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ
権限ヲ有ス

- 一 法律行為其ノ他私権ニ関スル事実ニ付公正証書ヲ作成スルコト
- 二 私署証書ニ認証ヲ与フルコト
- 三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用
規定並一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法
律第四十八号）第十三条及第百五十五条ノ規定ニ依リ定款ニ認証ヲ
与フルコト
- 四 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其ノ他人ノ知覚ヲ以テ認識
スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラル記
録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルモノヲ謂フ以
下之ニ同ジ）ニ認証ヲ与フルコト但シ公務員ガ職務上作成シタル電
磁的記録以外ノモノニ与フル場合ニ限ル

第13条 裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）、検察官（副検事ヲ除ク）
又ハ弁護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及実地修習ヲ経スシテ公証
人ニ任セラルコトヲ得

第13条ノ2 法務大臣ハ当分ノ間多年法務ニ携ハリ前条ノ者ニ準ス
ル学識経験ヲ有スル者ニシテ政令ヲ以テ定ムル審議会等（国家行政組
織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条ニ定ムル機関ヲ謂フ）
ノ選考ヲ経タル者ヲ試験及実地修習ヲ経スシテ公証人ニ任スルコト
ヲ得但シ第八条ニ規定スル場合ニ限ル

○民法施行法（明治31年6月21日法律第11号）

第4条 証書ハ確定日附アルニ非サレハ第三者ニ対シ其作成ノ日ニ付
キ完全ナル証拠力ヲ有セス

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

- 一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス
- 二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタ
ルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス
- 三～六 （略）